

別表第 1

条例違反行為及び指示処分違反		関係条項	𨾏
1	料金表示等義務違反（特別区域外）	第 4 条第 1 項、第 2 項	F
2	料金表示等義務違反（特別区域内）	第 4 条第 1 項、第 2 項	F
3	料金表示等義務違反（特別区域内）（著しく低廉な料金表示等あり）	第 4 条第 1 項 第 20 条第 2 項第 1 号 第 4 条第 2 項 第 20 条第 2 項第 2 号	C
4	不当な勧誘等の禁止違反（特別区域外）	第 5 条	F
5	不当な勧誘等の禁止違反（特別区域内）	第 5 条 第 20 条第 2 項第 3 号	C
6	料金等の不当な取立ての禁止違反（特別区域外）	第 6 条	F
7	料金等の不当な取立ての禁止違反（特別区域内）	第 6 条 第 20 条第 2 項第 4 号	C
8	勧誘等の委託に伴う指導義務違反	第 7 条	F
9	違法な客引きを受けた者を立ち入らせることの禁止違反（特別区域外）	第 8 条	F
10	違法な客引きを受けた者を立ち入らせることの禁止違反（特別区域内）	第 8 条 第 20 条第 2 項第 5 号	C
11	指示処分違反	第 9 条	B
12	指示後、3 月以内における受託者による不当な勧誘等の禁止違反	第 10 条第 2 項	B
13	指示後、3 月以内における受託者による料金の不当な取立ての禁止違反	第 10 条第 3 項	B
14	標章の破壊、汚損又は取り除き違反	第 11 条第 4 項 第 20 条第 3 項第 1 号	D
15	報告・資料提出義務違反	第 16 条第 1 項 第 20 条第 3 項第 2 号	E
16	立入の拒否、妨害又は忌避	第 16 条第 2 項 第 20 条第 3 項第 2 号	E
17	営業停止命令違反	第 20 条第 1 項	A